

土砂災害からいのちと暮らしを守る砂防事業の推進

- 激甚化・頻発化する土砂災害に対して、住民のいのちと暮らしを守るため、ハード・ソフトの両面から土砂災害防止対策を推進する。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

- (1) 「伊吹山保全対策に係るロードマップ」実行のための確実な予算確保
- (2) 継続的に実施することが必要な基礎調査に対する財政支援の拡大

2. 提案・要望の理由

- (1) 「伊吹山保全対策に係るロードマップ」実行のための確実な予算の確保

- 昨年7月、大雨により米原市伊吹地先で三度の土砂災害が発生し、集落内や県道2路線に被害が発生。
- 発災直後、TEC-FORCE 高度技術指導班から技術的助言を受けて速やかに取りまとめた、「勝山谷川緊急土砂災害対策」を元に、伊吹山保全対策の方針となる砂防堰堤2基を含む「伊吹山保全対策に係るロードマップ」を作成した。
- 昨年度は、緊急対策として、堆積土砂の撤去と応急土砂止施設、監視カメラ、雨量計の設置を完了した。
- 今後、1基目の砂防堰堤を災害関連緊急砂防事業により早期に完成した後、2基目の完成に向けて、確実な予算確保が必要であり、引き続きご支援をお願いしたい。

- (2) 継続的に実施することが必要な基礎調査に対する財政支援の拡大

- 高精度な地形情報等を用いて土砂災害が発生するおそれがある箇所を抽出した結果、基礎調査の必要箇所が大幅に増加し継続的な予算確保が課題。
- 新たに抽出した箇所の基礎調査を早期に進めるために、地方財政措置や補助率の嵩上げ等の更なる財政的支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

■伊吹山保全対策に係るロードマップ



令和6年7月25日土砂流出時



人家・県道への土砂流出状況



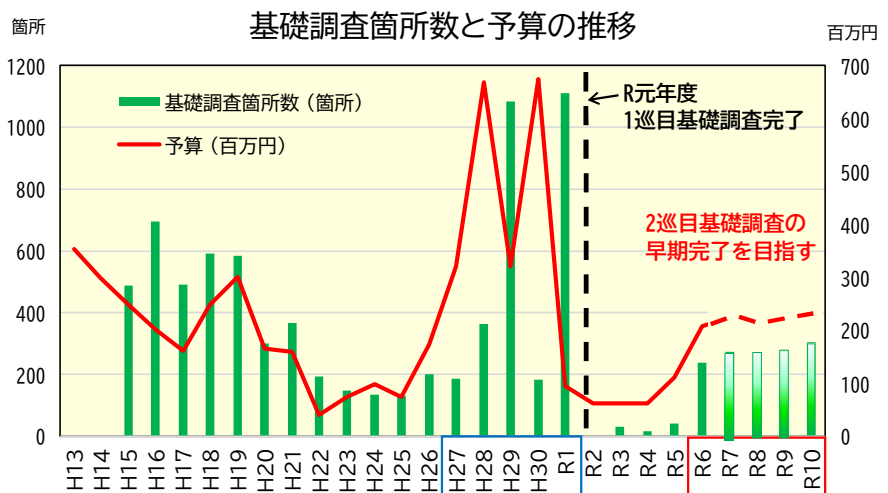
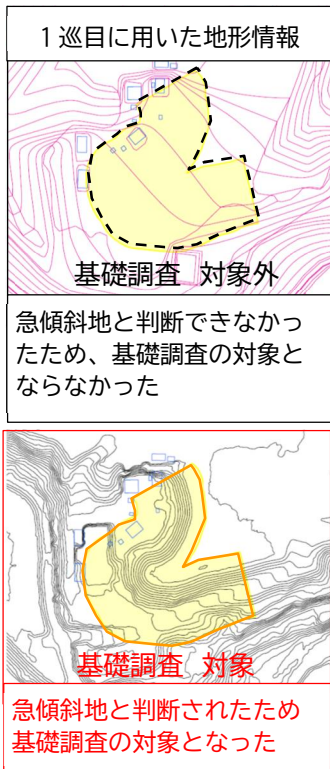
強靱ワイヤネット



応急土石流ガード



■基礎調査



平成27年度～令和元年度の5年間は、交付税が加算

地方財政措置や補助率の嵩上げが必要

担当：土木交通部 流域政策局 砂防室 TEL077-528-4192

地籍調査の推進

- ▶ 土地の基礎的な情報の整備を進めることで、安全・安心で住み続けたい滋賀県を実現する。

【提案・要望先】国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 地籍調査事業関係予算の確保・拡充

- 国土調査事業十箇年計画を達成するため、市町が実施する地籍調査事業が計画的に推進できるよう地籍整備事業関係の予算の確保・拡充が必要

(2) 地籍調査事業補助対象となる事業の拡充

- 過年度成果の修正の調査費についても、補助対象とすることが必要

(3) 個別相談窓口設置への支援

- 専門家の知見を活用できるような相談窓口の設置に係る支援が必要

2. 提案・要望の理由

(1) 地籍調査事業関係予算の確保・拡充

- 様々な社会問題や自然災害の激甚化・頻発化といった課題に対し、国土調査事業十箇年計画に基づき地籍調査の着実な実施が求められている中、市町の調査人員体制を維持し、計画的に調査を進めるため、人件費等の高騰も踏まえた地籍調査事業関係予算の確保・拡充が必要。

(2) 地籍調査事業補助対象となる事業の拡充

- 調査開始から登記までに相当の期間を要し、調査の途中で過年度の成果の修正が必要となる場合があることから、時間経過による周辺状況の変化等による場合は、これら調査費も補助を受けられるよう、補助対象となる事業の拡充が必要。

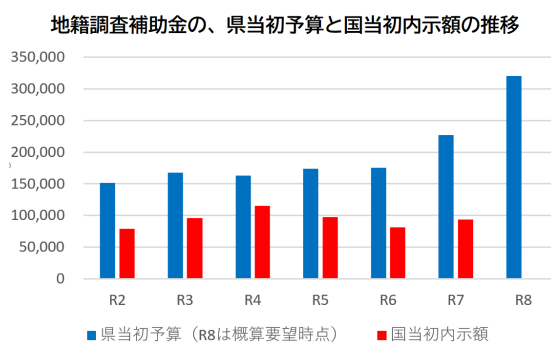
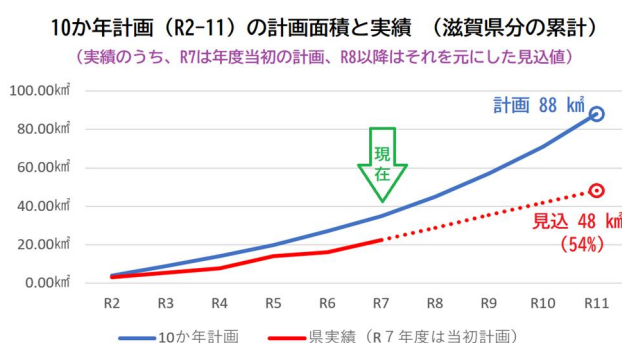
(3) 個別相談窓口設置への支援

- 地籍調査を担当する市町職員は、測量や用地関係の専門的な知識が必要となるため、実務経験を積まないと円滑に調査を進めることができない。
- 市町担当職員の負担軽減と円滑な調査推進のため、県では専門家による相談窓口設置を検討しており、費用等への支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 地籍調査事業関係予算の確保・拡充

- 市町からの要望および国土調査事業十箇年計画（令和2～11年度）に合わせて県当初予算を計上しているが、現状のまま推移すると、計画最終年の実績が計画の**54%程度に留まる見込**であるため、計画達成が可能となるよう、大幅な予算の拡充を要望する。

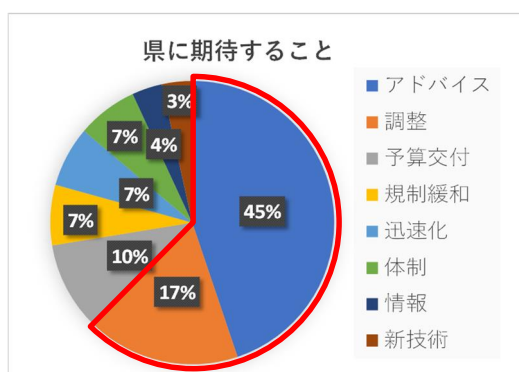


(2) 地籍調査事業補助対象となる事業の拡充

- 追加調査の事例
 - ・ 調査開始から登記までの間に、分筆や合筆が行われたり、地形や構造物の変化、土地所有者の変更など、時間の経過とともに状況が変化したことで、過年度調査の成果を修正せざるを得ない場合がある。

(3) 個別相談窓口設置への支援

- 県内市町の「県に期待すること」に対する回答は、「専門的技術アドバイスがほしい」「気軽に聞ける相談窓口が欲しい」といった「個別案件へのアドバイス・調整」に関するものが大半を占めた。
- 国のアドバイザー制度もあるが、個別の内容を地域に精通した専門家（土地家屋調査士等）に気軽に聞ける窓口が欲しいというのが県内市町担当者の声であった。



R7.6 に県内 19 市町の地籍調査担当者にヒアリングを行った結果、延べ 29 件の要望をいただき、「アドバイス」に関するもの 13 件（市町）、「調整」に関するもの 5 件（市町）、合わせて 18 件（15 市町）で 62%（79%）を占めた。

担当：土木交通部用地事業支援課土地行政係
 TEL 077-528-4120



滋賀の魅力を向上させるまちづくりへの支援

- ▶ 自然と都市が調和した滋賀の魅力の向上を図るため、安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を目指す。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 滋賀の魅力を向上させる都市計画事業の予算枠の拡大

- 防災公園や街路整備を確実に推進するために必要な予算枠の拡大

(2) 「拠点連携型都市構造」の実現に向けたまちづくりへの支援

- 「拠点連携型都市構造」の実現に向け、駅・旧町役場周辺などの拠点に都市機能等の誘導を図る取組への財政支援

(3) まちづくりDXの取組への支援

- 暮らしをより健康的で豊かにし、地域社会の持続的発展につながる新たな価値の創造に向けたデジタル基盤づくりの取組への支援

2. 提案・要望の理由

(1) 滋賀の魅力を向上させる都市計画事業の推進

- 安全で魅力あるまちづくりの施策を確実に推進するため、広域拠点となる防災公園や都市の骨格を形成する街路事業の予算確保が必要。

(2) 「拠点連携型都市構造」の実現に向けたまちづくりへの支援

- 令和3年度に策定した「滋賀県都市計画基本方針」を基に、住み、働き、憩うために必要となる様々な機能が集積した多様な拠点を形成し、それらを公共交通で結ぶ「拠点連携型都市構造」の実現を目指している。
- この実現に向け、都市機能や居住環境の向上に資する公共施設等の整備や「居心地が良く歩きたくなるまちづくり」への支援が必要。

(3) まちづくりDXの取組への支援

- 従来のまちづくりの仕組みそのものを変革し、「豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支える人間中心のまちづくり」の実現に向け、まちづくりDXのデジタルインフラとしての役割を担う3D都市モデルを活用したProject PLATEAU（プラト一）を推進することが必要。
- Project PLATEAU（プラト一）のより一層の取組を図るため、導入に向けた予算に対する継続的な支援が必要。加えて、普及に向けた自治体向け研修会等が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 滋賀の魅力を向上させる都市計画事業の推進

広域拠点となる防災公園や都市の骨格を形成する街路等の都市計画事業を計画的に進めるための予算拡充を！

【広域防災拠点となる都市公園】



【都市の骨格を形成する街路】



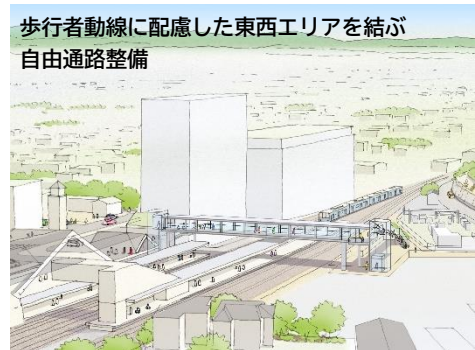
(2) 「拠点連携型都市構造」の実現に向けたまちづくりへの支援

都市機能や居住環境の向上に資する公共施設等の整備や「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりに対する支援を！



彦根屏風をイメージし環境にも配慮された図書館

都市構造再編集集中支援事業 (R6～10)
【彦根市】南彦根駅周辺地区
・図書館整備



まちなかウォークラブル推進事業 (R5～9)
【東近江市】八日市駅前地区
・自由通路整備

(3) まちづくり DX の取組への支援

PLATEAU(プラトール)のより一層の取組を図るため、導入に向けた予算に対する継続的な支援を！加えて、普及に向けた自治体向け研修会等を！

■ 3D都市モデル自治体向け研修会



平成7年5月 自治体職員向けプラトール説明会・操作体験会
(国土交通省主催)
場所：滋賀県米原市役所コンベンションホール

■ 3D都市モデルの活用事例



⇒ **多様な主体の発意によるまちづくりを促進**

担当

土木交通部 都市計画課 TEL：077-528-4182
土木交通部 道路整備課 TEL：077-528-4132

“THEシガパーク” 推進への支援

- 公園の種別や所管を越え、部局横断的に連携した取組を推進
- 公園の魅力を再発見し、向上させるための公園再整備を推進

【提案・要望先】内閣府、財務省、国土交通省、環境省

1. 提案・要望内容

(1) 県全体が一つの大きな公園となるような取組への支援

- 高い価値と魅力を持つ本県の公園を活かし、県全体が一つの大きな公園“THE シガパーク”を目指して、公園の種別・所管を超えた一体的な魅力向上と情報発信を推進するため「新しい地方経済・生活環境創生交付金」による継続的な支援
- 高いポテンシャルのある、琵琶湖岸の都市公園湖岸緑地・自然公園園地における再整備や長寿命化等に対しての、「社会資本整備総合交付金」「自然環境整備交付金」による引き続いての支援

2. 提案・要望の理由

- 滋賀県では、都市公園、自然公園、歴史公園などの公園の種別や所管を超え、すべての人のウェルビーイングを支える場として、また、グリーンインフラとして、県全体が一つの大きな公園“THE シガパーク”を目指し、全庁をあげて公園の魅力向上に取り組んでいる。
- 今年度より「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用し、公園の魅力向上と情報発信を一体的に推進しており、今後も、当該交付金による継続的な支援が必要不可欠。
- また、各公園の魅力や安全を保ち、育てるため、引き続き「社会資本整備総合交付金」「自然環境整備交付金」による、再整備や長寿命化等に対する支援も併せて必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 県全体が一つの大きな公園となるような取組への支援



滋賀県では、令和5年度より、高い価値と魅力を持つ本県の公園を活かし、県全体が一つの大きな公園であるかのような取組“THE シガパーク”をスタート

新しい地方経済・生活環境創生交付金

“水と緑と人でつながる「THE シガパーク」おもてなしプロジェクト”

【ソフト事業】

快適性向上・魅力発信推進事業



WEB カメラで駐車場の混雑状況を配信。利用者サービスの向上と管理の効率化を目指す



YouTube や Instagram に加え、大阪・関西万博でも PR!!



大阪・関西万博でのPR活動

シガパーク
(● 湖岸緑地等)

【拠点整備事業】

おもてなし施設整備(トイレ・駐車場・看板)

古い・不便・不衛生なトイレは公園の魅力損なっている・・・



移動式トイレ



固定式トイレ

時代に合ったトイレに更新
移動式 ⇒ 固定式
汲み取り式 ⇒ 水洗式
和式 ⇒ 洋式

【インフラ整備事業】

自然公園・都市公園
・効果促進事業



都市公園湖岸緑地・志那

湖岸緑地等、琵琶湖の周囲に位置する自然豊かな公園において、多様な利用者がその魅力を快適に享受できるよう、再整備を進めていく必要がある



自然公園岡山園地



湖岸緑地・南薩摩(園路整備)

社会資本整備 総合交付金

【都市公園整備事業】
施設改築、長寿命化等



湖岸緑地・南三ツ谷(遊具更新)

各公園の魅力や安全を保ち、育てるため、施設の改築や長寿命化など、既存の交付金での整備も引き続き必要

すべての人のウェルビーイングを支える場として、また、グリーンインフラとして、公園の魅力を高め、それを発信する取組を進めるためには、「**新しい地方経済・生活環境創生交付金**」「**社会資本整備総合交付金**」「**自然環境整備交付金**」による重点的な支援が必要

担当：土木交通部 都市計画課 公園魅力向上推進室 TEL：077-528-4281



鉄道ネットワークの維持・利便性向上

- 地方創生の基盤である鉄道ネットワークの維持に向け、鉄道利便性の更なる向上を目指す

【提案・要望先】国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 北陸新幹線敦賀・新大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認

(2) 地方創生推進のための鉄道利便性向上

- 鉄道ネットワーク維持に不可欠な利便性向上に向け、鉄道事業者への支援・働きかけが必要
- 鉄道の利便性向上につながる地方公共団体の取組に財政的支援
- 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の対象に「高架等の高所に設置された鉄軌道駅」を追加

2. 提案・要望の理由

- (1) 北陸新幹線敦賀・新大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認
- これまでの整備新幹線において、新幹線の通らない県や大都市近郊区間の在来線が「並行在来線」として経営分離された事例はない。
- (2) 地方創生推進のための鉄道利便性向上
- 鉄道ネットワークは地方創生の基盤であり、地方創生を推進していくには鉄道の利便性向上が不可欠である。

【利便性向上の例】

- ・ コロナ禍に減便された運行本数の復活・増便
- ・ 強風対策による運休頻度の減少
- ・ 駅のバリアフリー化
- ・ JR 各社の管轄エリアをまたぐ交通系 IC カード利用の改善
- ・ 特急電車の停車駅・停車本数の増加 等

(本県の取組状況と課題)

鉄道利便性向上における課題

◇運行本数

コロナ禍における減便により、多くの路線で利便性が低下。鉄道事業者に復便を求めるとともに、鉄道の利用促進に取り組んでいるが、利便性が低いことが利用者増を鈍らせる大きな要因となっており、復便に至っていない。減便状態が続けば利用者の減少との負のスパイラルに陥り、持続可能な公共交通の実現が困難となるため、運行本数の復活が不可欠。

(利用促進の取組例) ・企業、学校、沿線住民向けモビリティマネジメント ・学生、園児への運賃補助
 ・駅前イベント開催 ・沿線観光情報発信(動画・冊子・SNS)

◇高頻度の運休

湖西線においては、強風により頻繁な運休があり、沿線住民の生活や観光客の移動、北陸新幹線との接続に大きな影響が発生。(令和6年度は強風により12回運休)

◇バリアフリーの課題

JR 湖西線では利用者数の基準を満たさない等により、高架駅にも関わらず19駅中7駅がバリアフリー未対応。

◇管轄を超えた移動における不便(ICカードまたぎ利用)

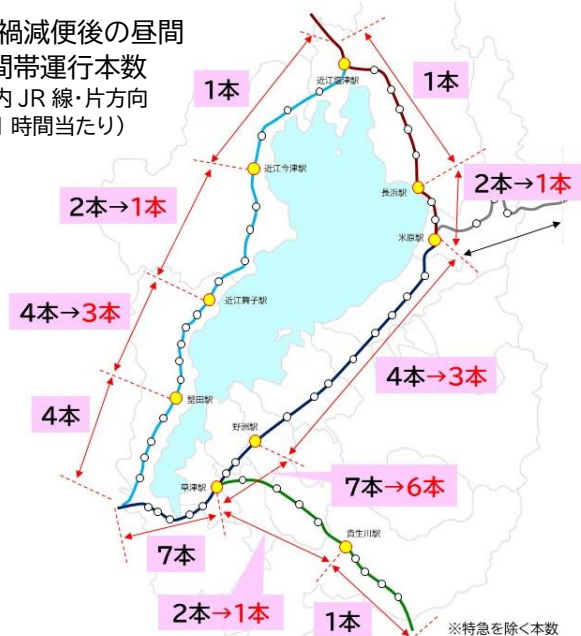
JR 西日本および東海の境界(米原駅)が存在し、県内駅間の移動でも交通系ICカードが利用できない場合がある。

◇特急の停車本数

特急サンダーバードの停車駅は堅田駅および近江今津駅の2駅のみ、停車本数は上下合わせて8本/日で利便性が低い。



コロナ禍減便後の昼間
 時間帯運行本数
 (県内 JR 線・片方向
 ・1時間当たり)





水道施設の強靱化による水の安定供給への支援

- ▶ 大規模地震などの災害や施設の長寿命化への対策のために水道施設の強靱化を進め、良質な水の安定供給に取り組む。

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】財務省、国土交通省

(1) 国土強靱化対策の更なる推進に向けた予算・財源の確保

- 国土強靱化実施中期計画に基づく取組のより一層の推進
- 水道施設の強靱化の円滑な推進に向けた予算の確保
- 老朽化した水道施設の更新への支援

(2) 水道総合地震対策事業における交付対象事業の要件緩和

- 水道施設の強靱化を加速化させるための要件緩和

2. 提案・要望の理由

(1) 国土強靱化対策の推進に向けた予算・財源の確保

- 災害の激甚化・頻発化、水道管の経年化による漏水事故の増加傾向を踏まえ、国土強靱化実施中期計画に基づき、水道施設の強靱化のより一層の推進が必要。
- 公共性、広域性の強い水道用水供給事業者の施設の強靱化を計画的に進めるため物価高騰等の影響を反映し、必要な予算の確保、特に当初予算枠の拡大が重要。
- 補助制度等について更新事業化されている管路に対し、送水ポンプ設備等の更新事業のメニューが限定されており、補助制度等の柔軟な運用が不可欠。

(2) 水道総合地震対策事業における交付対象事業の要件緩和

- 水道用水供給事業では、受水市町と綿密な調整の上、アセットマネジメント計画に基づき、事業量を平準化し、料金設定の適正化を図っているが、年度事業量の極端な変更は、受水市町や水道用水供給事業者への経営面に大きく影響。
- 大口径の基幹管路や一定規模の浄水施設の短期での耐震化は、事実上不可能。
- 基幹管路の耐震適合率の上昇ポイントに係る基準については、用水供給事業者の地域における影響度等を考慮した要件緩和が必要。

(本県の取組状況と課題)

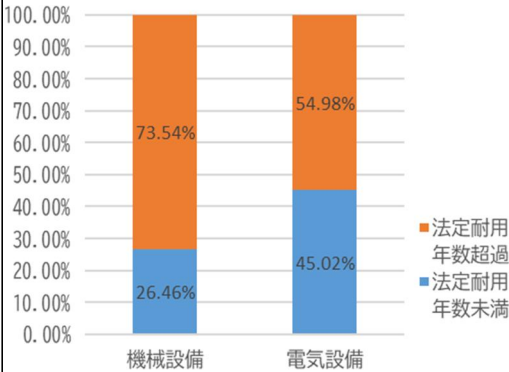
強靱化に対する水道施設の課題と取組状況

◆管路更新率
 【全国平均】0.64%
 【企業庁】1.12%

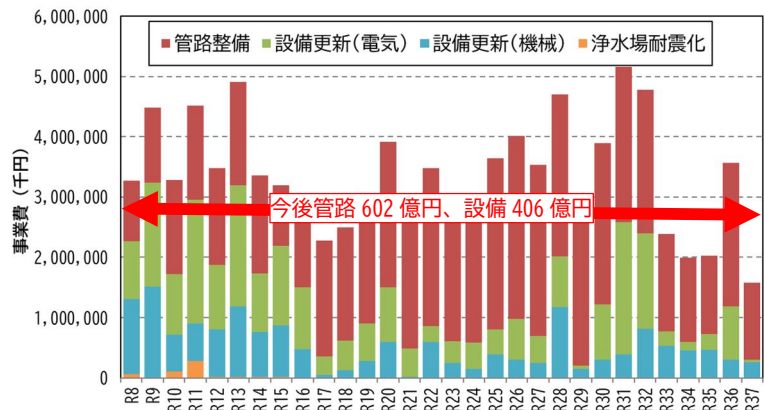
◆国土強靱化実施中期計画 KPI
 水道急所施設〔導水管・送水管〕の耐震化完了率
 43%【R5】→59%【R12】→100%【R31】
 更新ペース：57%(100-43%)÷26年(R31-R5)=2.19%

◆当庁の管路更新率は全国平均以上だが、国土強靱化実施中期計画の管路更新ペースに現状追いつけない

設備の経年化状況【滋賀県企業庁】



アセットマネジメント計画による今後の建設改良費（投資計画）



◆管路からの漏水も、設備老朽化による故障も、いずれも“水”は送れない【表裏一体の関係】

◆今後、管路・設備も数百億円規模の事業費が必要。

◆補助制度等の現状

管路⇒水道基幹施設耐震化事業・水道総合地震対策事業（加速要件が必須、申請不可）

水道施設アセットマネジメント推進事業（水道管路緊急改善事業）（申請可）

設備⇒水道事業運営基盤強化推進事業（事業統合または経営の一体化が必須、申請不可）

上記のとおり、更新事業化されている管路に対し、送水ポンプ設備等の更新事業のメニューが限定

- 設備も管路同様に国土強靱化実施中期計画中に更新する必要がある。
- したがって、長期間を要する事業体間の調整が必要な水道事業運営基盤強化推進事業の
 交付要件拡充・緩和による柔軟な運用が不可欠

水道総合地震対策事業における交付対象事業の要件緩和

①水道料金
 5年間の算定期間における、○基本水量・使用水量、○経営水準、○投資計画
 【アセットマネジメント計画に基づく建設改良費】等をベースに算定
 →受水市町との調整→議会承認を経て決定
 ⇒水道施設の年度事業量変更は、料金への影響に直結＝困難

②導水管・送水管平均口径
 【簡易水道・末端給水事業者 平均】
 導水管 φ250 / 送水管 φ250
 【当庁】
 導水管 φ1100 / 送水管 φ600

◆①計画的な事業執行、②公共性・広域性の強い用水供給事業者の基幹管路は、大口径であることから短期耐震化は不可能

用水供給事業者の加速要件に係る活用状況

大規模水道用水供給管理者会議会員 21 事業中、13 事業（約 62%）で加速要件を満たさず
 加速要件を満たさない 13 該当事業体の事業計画一日最大計画給水量＝全国ベース 14%に相当
 従前の資本単価要件に加え、拡充緩和策として「加速要件」が追加されたが、「今後 5 年間の耐震化率の上昇ポイント（年換算）が直近 5 年間の上昇ポイントの 1.5 倍を上回っていること」という要件は、これまでアセットマネジメント計画に基づき計画的、積極的に耐震化を行ってきた用水供給事業者ほど補助対象となりにくい状況

当庁 令和 8 年度 管路更新事業	①事業費	②補助対象	③補助額
防災・安全交付金	536,000	301,000	75,250
水道管路緊急改善事業			
水道総合地震対策事業 (仮に加速要件を満たした場合)	1,002,000	1,002,000	334,000
差	-466,000	-701,000	-258,750

水道管路緊急改善事業 概算要望額

要件緩和等により加速要件を満たした場合、
 水道総合地震対策事業の活用可能額
 水道施設強靱化の強力な推進効果が期待

◆上昇ポイントの見直し、◆対象管路口径、送水量などの影響度等を採択基準等へ設定するなど

用水供給事業者にとっては、更なる要件緩和が必要

担当： 企業庁経営課 計画管理室
 TEL 077-589-4585



持続的な病院経営が可能な診療報酬改定

- ▶ 地域における中核的な病院として、一般の医療機関では対応が難しい政策医療や不採算医療に取り組む全国の自治体病院において、持続的な経営が可能となるよう診療報酬の改定を要望

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

病院の経営状況をふまえた診療報酬の改定

- 地域の医療提供体制を維持・確保できるよう、次期診療報酬改定において、昨今の賃上げや物価上昇を適切に反映した引き上げを行い、特に入院基本料について、大幅な引き上げを行うこと。

2. 提案・要望の理由

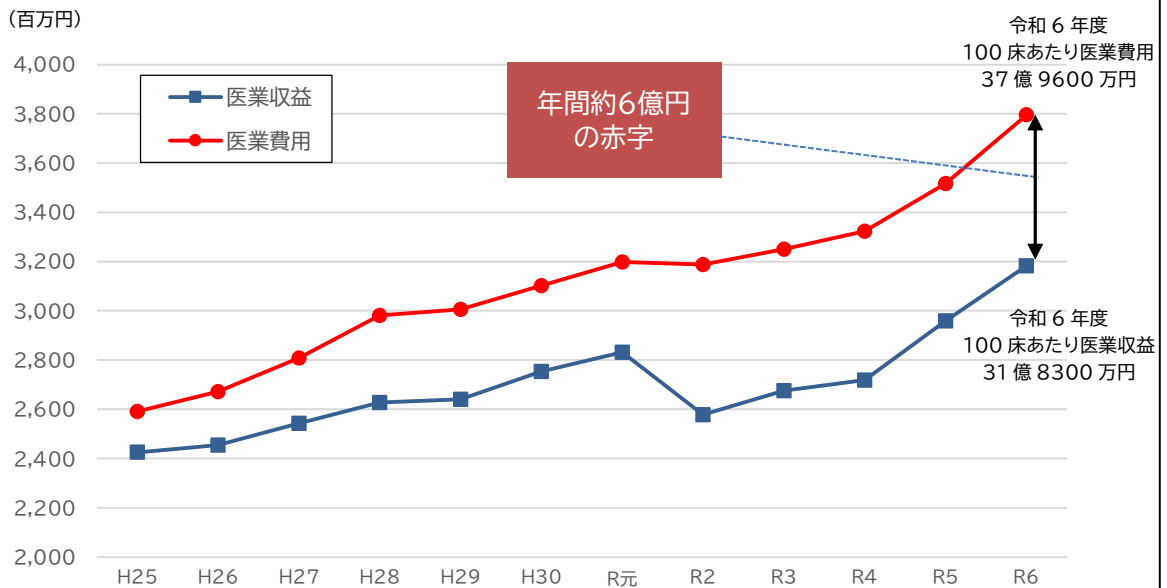
- 物価・賃金の急激な上昇により、病院の経営は非常に厳しい状況に置かれているが、令和6年度の診療報酬改定では、「社会保障関係費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という財政制約が踏襲されたことから、令和6年度決算においては、さらに危機的な状況となっている。
- このような状況を受けて、令和7年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」では、「次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされたところ。
- 診療報酬のうち、特に入院基本料については、消費税引き上げと賃上げによる対応分を除くと、ほぼ据え置かれており、急性期医療を担う自治体病院の経営状況悪化の大きな要因となっている。

(本県の取組状況と課題)

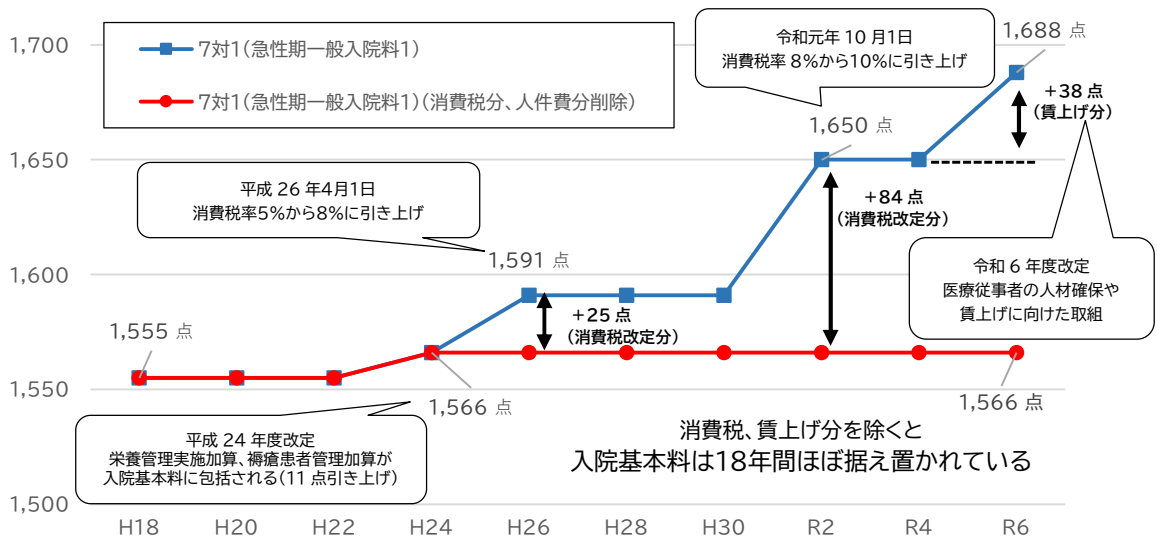
現状と課題

- 滋賀県立総合病院の状況として、コロナ禍前の平成30(2018)年度と比較して、医業収益は伸びているものの、医業費用がそれ以上の伸びを示しており、経営状況が悪化している。

100床あたりの医業収益・医業費用の推移(滋賀県立総合病院)



入院基本料(急性期一般入院料1)の推移



【出典】一般社団法人日本病院会「令和8年度診療報酬改定に係る要望書(令和7年5月19日)」

担当：病院事業庁 経営管理課
経営改革推進室
TEL：077-582-5852



学びの機会と居場所を保障するための体制の充実

- ▶ すべての子どもたちに学びの機会と居場所を保障し、子どもを真ん中においた社会づくりを進める。

【提案・要望先】文部科学省

1. 提案・要望内容

- (1) 校内教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置の充実
- (2) 不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実
- (3) 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実

2. 提案・要望の理由

今年度の国庫補助金において計画書どおりの額に内定がされず、県や市町の各学校では、校内教育支援センターの設置見送り、また母語支援員等の派遣時間や派遣人数等の削減など、学びの機会を保障するための施策の実施に支障が生じている。

令和8年度においては、校内教育支援センター支援員、SC（スクールカウンセラー）およびSSW（スクールソーシャルワーカー）、母語支援員の配置計画等に支障を来すことのないよう、十分な予算を確保願いたい。

(1) 校内教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置の充実

- 市町単独による設置・運営には予算確保が難しく、国による財政措置を求める要望が市町から多数出ていることから、十分な予算の確保をお願いしたい。
- 本県は、都道府県別の校内教育支援センター設置率で全国一位（令和6年7月現在）となるなど、全国に先駆けて取り組んできたが、国庫補助金は原則として既設は対象外とされており、多くの設置校が補助対象外となっている。校内教育支援センターの継続的な運営のため、既設のものについても補助対象とするよう要件を緩和されるとともに、必要な予算を確保願いたい。

(2) 不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実

- 不登校等の困難を抱えた子どもたちへ支援を行う専門職として、SCやSSWの配置を進めているが、相談等のニーズに対して配置が十分でない状況。さらに家庭等へのアウトリーチ支援等の新たなニーズにも対応できるよう、COCOLOプランの実現に向け、人材確保と配置充実のために必要な予算確保を強くお願いしたい。

(3) 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実

- 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」補助金は、令和6年から2年連続で計画書の額を下回る内示であった。県や市町が地域の実態に応じた支援を計画どおり実施できるよう、国庫補助希望額の全額交付をお願いしたい。

(本県の取組状況と課題)

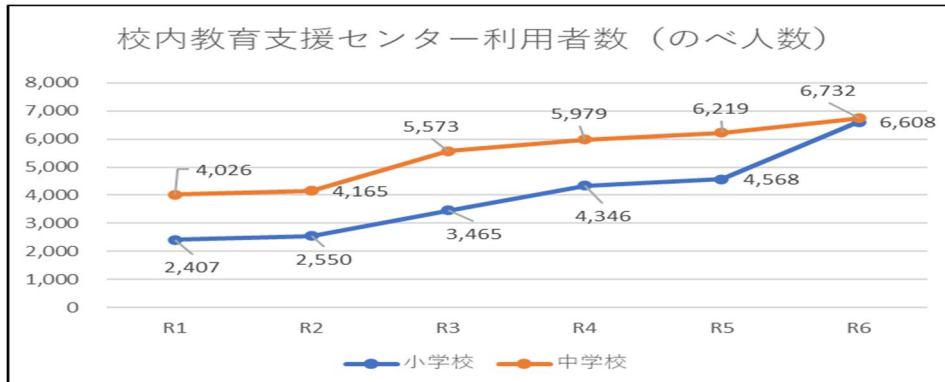
(1) 校内教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置の充実

○ 校内教育支援センターの設置状況（令和7年5月）

	総数	うち設置数	設置率	利用人数
小学校	220	173	78.6%	492人
中学校	95	90	94.7%	489人

○ 校内教育支援センター支援員の状況（令和7年5月）

総数	うち国の財政措置あり	割合
187人	27人	14.4%



(2) 不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実

○ 「支援につながっていない子どもをゼロにする」（「しがの学びと居場所の保障プラン」令和7年3月改定）

※支援とは、子どもが学校内外の機関等で専門的な相談、指導を受けている状態をいう。

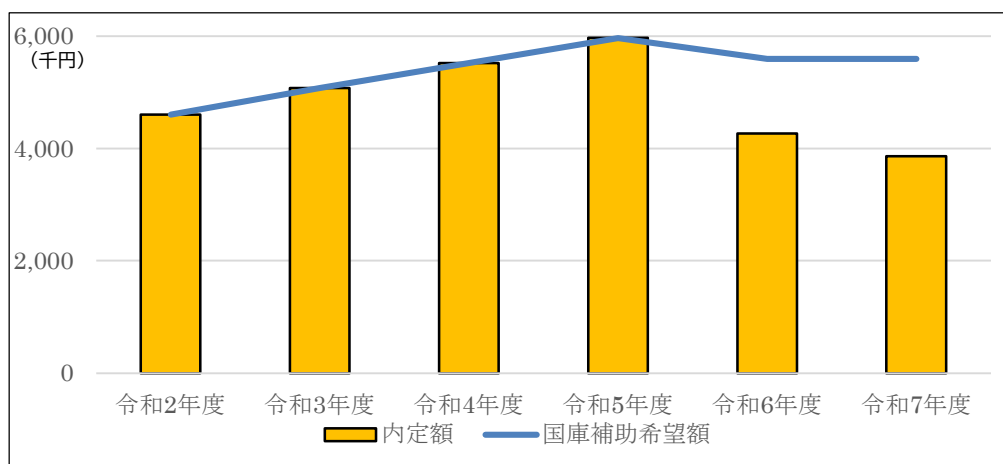
<令和6年度：アウトリーチによる不登校児童生徒を支援につなげる取組結果>

	支援につなげる取組をした	うち支援できた
人数	1,190人	879人

※令和5年度 支援を受けていない不登校児童生徒数 1,421人

(3) 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実

○ 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」市町間接補助金（内定額）の推移



担当：教育委員会事務局幼小中教育課
 児童生徒室 TEL:077-528-4668
 教育課程指導係 TEL:077-528-4665

地域展開を見据えた中学校部活動の地域連携の推進

- 地域の指導者人材を部活動指導員として積極的に配置するなど中学校部活動の「地域連携」を進めながら、「地域展開」の実現に向けた環境を整備し、部活動の果たしてきた役割について持続可能な形での継承・発展を図る

【提案・要望先】スポーツ庁・文化庁

1. 提案・要望内容

(1) 部活動指導員の人材確保に向けた財政支援

- 指導員補助単価の増額等の処遇改善、上限時間数の増加による十分な指導時間の確保および補助対象となる部活動指導員配置数の充実を図ること

(2) 指導者研修体制の整備

- 指導者人材の育成のため、全国共通の内容については、オンデマンド方式で受講できる研修教材を国において作成すること

(3) 令和8年度の国補助制度の早期確定

- 新たな補助事業は、現在の実証事業を実施する団体が継続可能な制度とし、補助スキームを早期に確定・周知すること

2. 提案・要望の理由

(1) 部活動指導員の人材確保に向けた財政支援

- 地域展開を進めるにあたっては、指導者人材の確保が大きな課題。本県では部活動指導員の配置を強力に進めることにより、地域展開後も活躍できる指導者を育成する方針。
- 多様な部活動の指導者を確保するためには、補助単価を引き上げるなど、職務に見合った処遇の改善が必要。
- 部活動指導員の配置時間数の上限が実質 210 時間となっており、ガイドラインに沿った部活動の時間数(11 時間×35 週=385 時間)とは乖離している。上限を超える人件費負担により、指導体制整備が円滑に進んでいない市町も多い。
- 地域展開を円滑に実現していくために、地域連携から取組を進めている自治体も多いことから、地域連携も含めた部活動改革に対する十分な財政的支援が必要。

(2) 指導者研修体制の整備

- 地域クラブ活動の指導者となるには研修の受講が必要だが、その内容には全国共通の部分が多い。効率的な実施に向けて、国において動画等の研修教材を作成し、オンデマンド方式による研修環境を整備されたい。

(3) 令和8年度の国補助制度の早期確定

- 令和8年度概算要求には、委託から補助に切り替えるとあるが、実証事業に取り組んでいる自治体が引き続き、財政状況に左右されず取組を継続できる補助制度が必要。
- 県や市町において予算措置が必要となる場合は、各自治体の予算要求に間に合うよう早期に周知すること。また実証事業(10/10)から補助事業への変更に伴う過度な地方負担は避けること。

(本県の取組状況と課題)

(1)部活動指導員の現状と課題

- 部活動指導員の配置数は年々着実に増員しているが、全部活動数に対する配置数は10.9%と1割程度の状況にあり、地域展開を見据えても中学生年代の指導者の確保に課題がある。(R5:88人→R7:162人(予定数))
- 部活動指導員の各市町の配置時間数(上限)
7市町が配置時間数210時間の上限を超えた分の人件費を負担している。

(超過時間数)

市町	配置時間数	市町	配置時間数	市町	配置時間数	市町	配置時間数
大津市	512(+302)	守山市	210	高島市	370(+160)	愛荘町	386(+176)
彦根市	210	栗東市	-	東近江市	312(+102)	豊郷町	-
長浜市	175	甲賀市	440(+230)	米原市	210	甲良町	32
近江八幡市	500(+290)	野洲市	210	日野町	210	多賀町	210
草津市	210	湖南市	210	竜王町	300(+90)		

(2)指導者の研修制度

- スポーツ指導者の研修については、今年度、地元スポーツ大学の協力のもと「指導者養成講座のための映像教材の開発」を進めており、県内市町に提供を予定している。また、従来より県教育委員会において「指導者資質向上研修会」を開催しており、スポーツ指導者の知識と技能を研鑽する機会を設けている。
- 今般、地域クラブの指導者登録制度が国で議論されているところであるが、スポーツ分野・文化芸術分野の指導者が共通して習得すべき知識・技能についての研修環境が整備できていない。

(3)国の補助制度の早期確定

<地域展開に向けた実証事業の実施>

- 実証事業は、令和6年度は10市町、令和7年度は13市町で取り組んでいるが、令和8年度以降の活動継続のための財源の確保が課題。
- 補助金の負担率が公表されておらず、県・市町の負担が発生する場合、予算の確保が必要であることから、補助金のスキームを早期に確定することが必要。

担当：教育委員会事務局保健体育課 TEL 077-528-4627
教育委員会事務局幼小中教育課 TEL 077-528-4662



教育環境整備にかかる支援の充実

- ▶ 子どもたちにとって安全・安心で、快適な学びの場とする観点から、計画的に学校施設における教育環境の整備に取り組む。

【提案・要望先】 文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) 公立学校の施設整備への支援の充実

- 計画的に老朽化対策等の学校施設整備を推進できるよう、公立学校施設への財政支援（学校施設環境改善交付金等）について、補正予算等により早急に必要な予算を確保するとともに、補助単価や補助上限額を実情に合う形で引き上げること。

(2) 公立高等学校の施設整備への支援の拡大

- 公立高等学校施設にかかる計画的な老朽化対策、教育環境向上を図るための空調設備の整備やトイレ改修等について、新たに補助対象とすること。

2. 提案・要望の理由

(1) 公立学校の施設整備への支援の充実

- 公立学校施設の老朽化対策等について、令和7年度の「学校施設環境改善交付金」の事業採択においては、多くの事業が採択保留されている状況。
- また、随時、補助単価は引き上げられているものの、依然として、実勢単価と乖離があり、かつ補助上限額は据置きされているため、補助額が実事業費に補助率を乗じた額より少ないケースが多く、実質的な地方の財政負担が大きい状況。
- 地方財政が厳しい中、計画的に事業を推進するためには、十分な財源確保に加えて、実情に合う形での補助単価や補助上限額の引き上げが必要。

(2) 公立高等学校の施設整備への支援の拡大

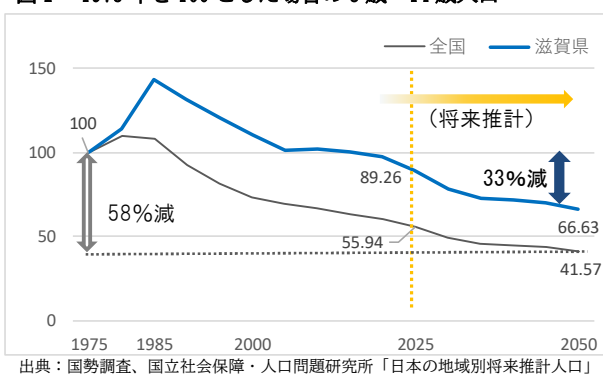
- 高等学校等への進学率は約99%に達しているものの、義務教育諸学校と異なり、公立高等学校に係る施設整備費は、原則として設置者である県の負担とされている。
- 老朽化対策やバリアフリー化等の安全・安心な環境づくりに加え、授業料無償化が進む中、公立学校と私立学校が互いに切磋琢磨し、教育の質の向上を図っていくためには、教育環境の整備が急務であり、自治体の財政力によらず、必要な整備を行えるよう、公立高等学校の施設整備に対する国からの財政支援が必要。

（本県の取組状況と課題）

□本県の将来推計人口

- 本県は、比較的人口減少が緩やかであり、児童生徒の人口も全国に比べると減少が緩やかであると推計されていることから、既存の学校施設を継続して使用する必要性が高い。

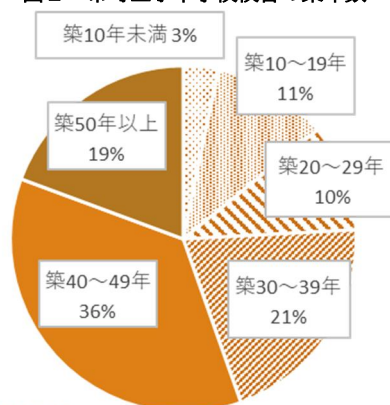
図1：1975年を100とした場合の5歳～14歳人口



(1) 公立学校の施設整備への支援の充実

- 県内の小・中学校では、築40年以上の施設の割合（面積）が全体の半数を超えており、安全面や機能面で不十分な施設が多く、老朽化対策は急務。
- 令和7年度の「学校施設環境改善交付金」では、年度当初における未採択事業が多く、工期の変更等、事業実施に支障が生じている。

図2：市町立小中学校校舎の築年数



《参考》「学校施設環境改善交付金」に係る県内市町の採択率推移

R5：30件／30件（100%） R6：47件／58件（81%） R7：37件／74件（50%）

- 同交付金の補助単価は、資材費等の建築費上昇を踏まえて毎年増額されているものの、実際の工事に要する経費との間には依然として乖離がみられる状況。

表：令和6年度「学校施設環境改善交付金」配分基礎額と実工事費の乖離例 大規模改造（空調）

実工事費		配分基礎額	
(R6)14,600千円	(R6)9,029千円	(R7)9,448千円 ※1	(R8)10,943千円 ※2

※1：R6 配分基礎額を R7 単価で再計算 ※2：R7 単価を 16.6%増額(R8 概算要求資料より)し、再計算

(2) 公立高等学校の施設整備への支援の拡大

- 老朽化する公立高等学校施設については、「滋賀県県有施設更新・改修方針（H28(2016)～R7(2025)年度）」等に基づき、計画的に改修に取り組んでいるところ。

<近年の公立高等学校施設にかかる主な改修等事業>

- ・施設改修（屋根・外壁改修、受変電設備等改修 等）
- ・トイレ整備（洋式化・老朽化対策 平成30年度から計画的に改修）

※体育館空調設備の整備：令和7年度から国補助対象である特別支援学校の整備に着手。

- 将来的に多くの学校で校舎の改築や大規模改修が必要と見込まれる中、現在、公立高等学校の将来を見据えながら、必要な対応を検討しているところ。

今後、教育環境の整備等により各学校の魅力を高めることで、生徒の多様な教育ニーズに対応していく。

担当：教育委員会事務局教育総務課 TEL 077-528-4514



「経済」・「社会」・「環境」の調和による
持続可能な滋賀



しがCO₂
ネットゼロ
ムーブメント



Mother Lake
Goals

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

表紙は琵琶湖のヨシ紙を使用しています